

令和８年度 姫路市経済振興ビジョン改定業務委託 仕様書(案)

1 業務名

令和８年度 姫路市経済振興ビジョン改定業務
(以下「本業務」という。)

2 契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

3 目的

姫路市総合計画の分野別計画として、姫路経済の成長と持続的な発展を目指し、成長への道筋を実現・実行するものとして今後取り組む戦略、施策を体系付けて整理した「姫路市経済振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しており、本市の産業政策の指針として位置づけている。

人口減少社会の急速な進展や世界情勢の変化による不透明感が増す中で、今後の地域経済の発展に向けた戦略を定めるため、新たなビジョンに改定する。

ビジョンの改定にあたっては、地域経済を取り巻く現状と課題について十分に理解を深め、経済界等の関係者と対話を重ねながら進めるべく、２カ年で実施する。中長期的な観点を持ち、バックカスティングの手法を用いて、実効性の高い計画への改定を目指す。

令和８年度においては、令和７年度に取りまとめた方針案を基に、当事者や有識者らからなる検討懇話会で経済振興の在り方について議論し、新たなビジョンを作り上げる。

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

業務においては、本市の地域性を十分に考慮し、産業振興行政に関する国・県が示す法律・条令・これに基づく計画等を勘案するとともに、本市における計画との整合性を図るものとする。なお、本業務を施工するにあたっては、業務の意図および目的を十分に理解し、適切な人員を配置すること。

(1) 検討懇話会の開催補助

- ・ 懇話会メンバー選定補助
- ・ 懇話会メンバー連絡・調整補助
- ・ 検討懇話会開催に際する資料作成補助（議題に応じた追加のデータ整理を含む）

(2) 前年度に取りまとめた方針案に基づく具体的施策の検討

(3) 改定ビジョンの作成

- 骨子案作成
- 素案（本体・概要版）作成、随時更新
- 関係者への各案のヒアリング

5 本市から提供可能な資料（情報）

本市が策定、管理する行政計画はホームページに掲載しているが、必要に応じて紙媒体を提供することが可能。特に、姫路市全体の方針を示す「姫路市総合計画」や、経済振興分野と関わりが深い「姫路市中心市街地活性化基本計画」「姫路市観光戦略プラン」「姫路市農林水産振興ビジョン」においては、発注者は受託者より求めがあれば可能な限り情報提供を行う。

6 成果品の提出

いずれの成果物においても、物理メディアでの納品は基本的に不要とし、クラウドサービス等を介してデータを提出すること。ただし、データ容量が大きくクラウドサービス等を介しての送付が困難な場合等においては、物理メディアでの納品も可能とする。

成果物は、いずれの成果物においても、Microsoft Word・Excel・PowerPointのいずれかとPDFの2種類を提出すること。

(1) 改定ビジョン

ビジョン本体はA4サイズで製本することを前提に作成すること。概要版はA3サイズ2枚で収まる程度に簡潔にまとめ、発注者が自ら有するカラーコピー機で量産可能な様式で納付すること。

(2) 打合せや協議時に作成した議事録の電子データ

(3) その他データ分析等行ったものがあれば、その成果品

7 成果物の提出場所

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

8 成果物の提出期限

令和9年3月31日（水）

9 その他

(1) 契約期間中1ヶ月に1回程度、対面又は非対面により業務の進捗状況を報告し打ち合わせを行うこと。開催可否は事業進捗により、発注者及び受

注者両者の提案により適宜検討する。

- (2) 前号の議事録を都度提出すること。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 事業費は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、姫路市の担当者の検査の後に支払うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (6) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (7) 契約相手方は、条例、規則等諸法令を遵守すること。